

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 中央卸売市場	
不利益処分名	有害物品の売買差止，撤去命令	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第51条第3項	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
処 分 基 準	基 準	<p>第51条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 市長は，衛生上有害な物品の売買を差し止め，又は撤去を命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)